

2011.10.03：平成23年 区民環境委員会

○委員長

おはようございます。

ただいまから区民環境委員会を開会します。

○委員長

初めに、理事者のごあいさつをお願いします。

○区長

皆様、おはようございます。

区民環境委員会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今回の定例会に係る常任委員会は区民環境委員会に出席させていただくことになりました。本日は、所管の事項につきましてをご審議をいただきます。何とぞ十分なご審議を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○委員長

それでは、報告事項に入ります。

農業委員会報告、東京二十三区清掃一部事務組合議会会議結果について、財団法人板橋区中小企業振興公社の経営状況について、財団法人板橋区文化・国際交流財団の経営状況について、及び財団法人植村記念財団の経営状況については、いずれも定例的な報告でありますので、特段の質疑がなければご了承承願います。

○委員長

次に、報告事項6と7の専決処分の報告については、同一事件についての専決処分のため、一括して理事者より説明願います。

○清掃リサイクル課長

それでは、お手元の資料1をごらんいただきたいと思います。専決処分の報告についてということでご報告させていただきます。

まず、事故の概要でございます。

平成23年2月18日金曜日午後1時40分ごろ、板橋四丁目1番2号、パークアクシス新板橋ウエスト前の歩道において、収集予定であった資源回収箱、いわゆるペットボトル回収用折畳みコンテナ、容量としては130リットルでございます、その2個が強風により北区側の国道17号線車道に飛散し、北区滝野川五丁目41番付近で渋滞の最後尾に停車中であった被害者の業務用車両に接触し、車体に傷をつける事故が発生いたしました。なお、この事故に関するけが人はございません。

2番の相手方の住所、氏名でございます。これについては、記載のとおりでございます。

3番、損害賠償額でございます。まず、合計で41万8,717円でございますが、内訳としまして、当然ながら、まず車両の修理費として21万4,760円。で、休業補償費がこちらに書いてありますが、これについては米印のところにも記載がありますが、この車両につきましては、介護タクシー車両でございます。車いすの機能等を有しているため、修理期間中、13日修理に要したんですが、休業補償が発生したものでございます。

示談成立日は、平成23年6月10日、示談の処理につきまして、区は本件事故により、修理費及び休業補償費を支払うこととし、あわせて本件事故による損害について、今後一切の債権債務のないことを双方とも確認し、示談を交わしております。

支払いでございます。23年6月10日、区が全額相手方に支払っております。

なお、こういった賠償でよく常にされることですが、特別区自治体総合賠償責任保険により全額が区に補てんされる予定でございます。

7番の再発防止策でございます。まず、1つ目として当然ながら、事故の発生した現場については、直ちに風等の影響の受けない場所へ排出場所を変更させていただきました。2番目として、その他回収箱、通常ご家庭のペットボトルというのは網のものが多くいんですけども、こういった大型のマンションにつきましては、大きな箱を用意しておりまして、こうした回収箱を置いてあるのが123か所ございます。箱の数にしまして700個に関しても、その保管状況、排出状況の調査を行い、屋外での排出場所については、風等の影響を受けない場所であることを確認しております。

以上でございます。

○委員長

ただいまの説明に質疑のある方は挙手願います。

○清掃リサイクル課長

今後の対策について、ご質問いただきました。当然ながら、今後こういったビル風が吹くような場所っていうのは、今後も区内に新たな場所っていうのは発生してくると思われまして。ビル風が吹く吹かないも含めて、やは

り歩行者の方の安全だとか、通行する車両の方にご迷惑をおかけしないとか、そういったことを最重点に置いて、やはり風等も考慮した上できめ細やかなそこで判断をして、適切な場所を集積所に指定させていただきたいと、そのように思っております。

○委員長

本件につきましては、この程度でご了承願います。

○委員長

次に、エコポリス板橋環境活動大賞について、理事者よりご説明願います。

○環境保全課長事務取扱資源環境部参事

それでは、資料4のほうをごらんいただきたいと思います。

エコポリス板橋環境活動大賞について、ご報告をさせていただきたいと思います。

ペーパーには記載はございませんが、板橋区では従来環境保全賞という賞を設けまして、表彰事業を実施してきたところでございます。平成20年度まで実施をしておりますが、21、22年度ちょっと休止をしてございました。今回エコポリス板橋環境活動大賞ということで、リニューアルして再出発させていただくものでございます。

背景には、これからの環境問題については、従来の啓発期から実践期へ移行していくという認識の中で、すべての区民の方がエコライフスタイルの実現に向けて、機運を高めていただくということが必要なんではないかというふうに考えております。そのために、今まで環境保全大賞では対象にならなかったような方、そういう方にもそういう活動分野、そういう方々にも光を当てて、対象としていくということにしていきたいと思ひまして、今回公募により実施をしていくものでございます。

まず、名称でございます。エコポリス板橋環境活動大賞、通称板橋エコアクションアワードということでさせていただきます。

対象となる方でございます。板橋区内を主な活動の場とする低炭素社会の形成の推進、循環型社会の推進、その他環境保全活動に積極的に取り組み、その功績が顕著で、他の模範となる個人、団体及び事業者ということでさせていただきます。

表彰でございますが、2月19日に予定をさせていただきます環境シンポジウムで表彰状と副賞を授与していきたいと思っております。

募集につきましては、10月11日から11月30日までを考えてございます。

募集の方法は、公募といたします。ただし、自薦他薦は問いません。広報いたばし、区のホームページ、ポスター、チラシ等で公募するのに加えて、各団体にも呼びかけて、積極的な応募をお願いをしていくものでございます。

裏面へ行っていただきまして、表彰の部門でございます。5部門でございます。

まず、エコライフスタイル賞、こちらについては新設をしているものでございます。新たな省エネルギー活動、環境に配慮したエコ活動、新しいライフスタイルの提案など、環境活動に取り組んだ個人、団体を対象としていきたいと思っております。

2つ目が地域環境アクション賞ということで、地域で省エネ、節電、それから清掃などの環境活動に取り組んでいただいている個人、団体を対象とするものでございます。

3つ目が産業環境アクション賞でございます。節電、省エネ活動、環境マネジメント活動、こういう企業活動の内部管理的なものに加えて、ゼロエミッションの建築物の設計、施工など、環境活動に配慮した企業、あるいは商店街、事業者を対象とするものでございます。

4つ目が環境教育賞でございます。こちらにも新たに設けたものでございまして、ビオトープや校庭の芝生化、身近な自然の観察、ゴミ減量、リサイクル、資源、エネルギーなどさまざまな環境の活動につきまして、取り組んでいただきました基本的には学校、あるいは地域での学校単位での活動、あるいはお子さんたちの活動というようなことを考えているものでございます。

5つ目が環境技術創造賞、こちらは環境の推進に貢献する発明、発見、また技術開発、デザイン、あるいは論文等板橋区の環境活動の推進や板橋区を情報発信させていただいた活動をしていただきました個人、団体を対象とするものでございます。こちらについても、新たにリニューアルしているものでございます。

審査につきましては、審査会を設けまして、審査会で決めました審査基準によりまして総合的に審査をしていく予定でございます。

表彰の予定でございますが、優秀賞が各部門で1点、奨励賞が各部門で1点から3点程度を選びまして、各部門で選ばれたもののうち、特にすぐれたものがありましたら、最優秀賞ということで1点選んでいきたいと思っております。

審査会については、環境行動会議の推薦の方、学識経験者、副区長、資源環境部長で対応していきたいと思っております。

今後のスケジュールでございますが、10月11日から11月30日まで募集をいたしまして、12月と1月に審査を行いまして、2月19日に表彰していきたいと思っております。

なお、今年度につきましては、この賞の発表の時期が秋になってしまったということで、なかなか今まで取り組んでいただいているものを応募していただくということになるかなというふうに思っております。来年度以降はもう少し早い時期、わかりやすく言いますと、1学期中に発表して、学校ですとか、さまざまな方に周知をして、取り組みをある程度していただいて、それを秋に応募していただくというような形をとっていきますと、いろいろ特に環境教育の部分ですとか、環境活動の部分では、もう少しはずみがついてくるのかなというふうに思っておりますので、今年度はちょっと先行的にやらせていただくというような形で考えております。

以上でございます。

○委員長

ただいまの説明に質疑のある方は挙手願います。

○はぎわら洋一

ちょっと1点、確認。この表彰は副賞っていうか、賞金100万円とか。やっぱり未来投資、大体これものすごく大事だと思うんです。それからジェイコムで1年間ずっと放送してあげるとか、そういう何かバックアップがもっと押し出せるようなものが僕は欲しいなというふうな意味でちょっと聞きます。

○環境保全課長事務取扱資源環境部参事

まず、副賞として考えているものですが、表彰状以外に考えているものということで、最優秀賞の場合は10万円相当ということで考えております。それから、優秀賞につきましては2万円程度、奨励賞については1万円程度というふうに考えてございます。

個人の方でお受けになる方と、それから企業さんでお受けになる方と、ちょっと期待するものが違うのかなというふうに思っております。企業さんはやはり企業の名前がPRできる、あるいはそういう賞をもらったことに対するもの、あるいはその辺を区でバックアップするということが大きなインセンティブになるかなというふうに思っています。また、個人の方についてはそういう賞金といいますか、そういう部分での対応にならざるを得ないかなというふうに思っております。ですので、ちょっとその辺は今後検討させていただいて、どういう対応がいいのか、精査をさせていただきたいと思っております。

また、受賞された方については、区のホームページ等で掲載をしていくとか、いろいろな形でのバックアップをさせていただきたいと思っております。

いずれにしても、これからちょっと応募をして、どんなような賞が出てくるかによって、またそれに対応した対応をさせていただければと思っております。

○委員長

それでは、議題に入ります。

初めに、産業経済部関係の陳情審査を行います。

陳情第24号 板橋区の経済を支え、雇用を維持し、地域の文化や安全を支えてきた中小業者の経営維持を求める陳情を議題といたします。

陳情の朗読を省略し、理事者より現状について説明願います。

○産業振興課長

それでは、今回上程されております陳情第24号 板橋区の経済を支え、雇用を維持し、地域の文化や安全を支えてきた中小業者の経営維持を求める陳情について審査をお願いしたいと思います。

陳情者は記載のとおりでございます。

まず、その背景でございますけれども、陳情者の文面にございますように、現在、中小零細業者の置かれている状況は今大変厳しいものがあるということで、事業の存続、あるいは産業活性化のために具体的な支援、施策が今ほど求められているときにはないという前提で陳情が書かれてございます。

陳情項目が2項目ございます。

まず、1項目が、区内中小業者の実情を区として項目対象を議論し調査してくださいというもの、2項目が、賃貸店舗・工場の家賃、各種リースなど固定費の補助を実現してくださいというものでございます。

区の現状でございます。

区の施策、産業振興の施策や事業の推進に当たりましては現状把握、あるいは課題認識といったために各種の調査、あるいは調査結果等を参考にして、活用して考えていくことは当然ということで、現状では、区におきましては中小企業景況調査、これは中小企業振興公社で事業を実施してございますけれども、3か月ごと、4・四半期に分けて、区内の製造業、小売業、サービス業、建設業の4業種につきまして、それぞれの状況、売り上げ、収益の推移、価格動向や次期に対する見通しなどを調査してございます。現状では、区内の景況、経済状況といいますか、そういったものについての調査、タイムリーの調査というものは、この調査が担っているという状況です。

そのほかに、例えば今年度予算化していただきました都市型工業立地活性化調査であるとか、調査ではございませんけれども、企業活動コーディネーターが区内事業所を巡回して訪問しまして状況をお聞きするといった、いろんなことで区内経済の状況を把握しているという状況がございます。

それから、中小企業の経済対策ということで考えますと、必ずしも板橋区だけに特異な状況があるということとは言えず、東京都においても、日本全国ほぼ同じような状況に置かれているということが言えることから、国や都の各種調査、あるいは業界団体が行っている調査などの結果を参考にしながら、現在は行政を進めているというのが現状でございます。

それから、第2項の家賃、各種リースなど固定費補助の件でございます。

これは経済対策としての補助という観点になってございますが、例えば商店街の空き店舗対策など、特定の施策に関連したものを除きまして、事業者の家賃や各種リース料の固定費に対する補助は現状では実施してございません。

陳情内容及び現状に関するご説明は以上でございます。

○委員長

ただいまの説明に質疑のある方は挙手願います。

○はぎわら洋一

1項目、2項目とも継続を主張します。

9月から先ほど説明があったように11月まで調査していくと。また、区としても中小企業振興公社のほうで年4回、製造業、小売業、サービス、いろいろ調査もしているという流れもございます。また、2項目の、ちょっとこの部分不採択したいぐらいなんだけど、家賃補助なんか僕はしてもらいたいぐらいだけでも、そう言ってもらえないんで、それをしたことによってどういうふうにできるか、ちょっと継続ということで、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長

以上で意見を終了いたします。

まず初めに、陳情第24号 板橋区の経済を支え、雇用を維持し、地域の文化や安全を支えきた中小業者の経営維持を求める陳情につきましても、なお審査を継続すべきとの発言と表決を行うべきとの意見がありますので、最初に継続審査についてお諮りいたします。

陳情第24号を継続審査とすることに賛成の方は挙手願います。

賛成多数（7－1）

○委員長

賛成多数と認めます。

よって、陳情第24号は継続審査とすることに決定いたしました。

○委員長

次に、資源環境部関係の請願及び陳情審査を行います。

請願第2号 子どもたちを被ばくから守るための請願（放射線量測定の件）を議題といたします。

陳情の朗読を省略し、理事者より現状について説明願います。

○環境保全課長事務取扱資源環境部参事

それでは、請願第2号 子どもたちを被ばくから守るための請願（放射線量測定の件）でございます。

請願者については記載のとおりでございます。

項目のほうは2項目ございまして、子どもたちが生活する場所において、子どもの目線に立ち、放射線がたまる傾向のある場所、雨どいの下、排水溝、池、植込みの陰、落ち葉がたまる場所などの調査を行い、計測結果を公表すること。

第2項目としては、まずはモデルケースとなる地域を設定し、上記1を行うことという内容でございます。

現状についてご報告をいたします。

現在、国におきましては、福島第一原発の年内の冷温停止に向け取り組みを進めているところでございます。3月に水素爆発等で放射線の広域的な拡散がございましたが、それ以降については大きな拡散はなかったというふうに認識してございます。

前回の委員会でもご報告いたしましたが、板橋区におきましても、区民の不安解消のため6月から区役所正面玄関前、区立小・中学校、幼稚園、公立保育園、公園などで空間放射線量の測定を行い、結果を公表してございます。さらに3か所、学校と保育園と公園でございまして委託による詳細な測定を行いまして、空間放射線量に加えまして、土壌、砂場の砂、プールの水などの放射線濃度を測定をいたしまして、結果を公表しているところでございます。

いずれの測定におきましても、国際放射線防護委員会の平常時における一般人の受ける年間放射線量の限度である1ミリシーベルト、1,000マイクロシーベルトでございますがそれを超えるという結果は出てございません。

また、請願にあるような排水溝などの細部にわたる測定につきましては、委託により測定をいたしました赤塚小学校等で側溝の測定ということを実施してございます。結果につきましても、他の測定場所とほぼ同じ内容の結果でございました。

なお、請願にございます雨どいの下、池、植込みなどの箇所につきましては、測定はしてございません。

いずれにいたしましても、区では国際放射線防護委員会の年間放射線量の限度1ミリシーベルト以下となることを目安といたしまして、必要があれば再測定やその後の対応策などを検討し、実施していく考えでございます。

また、今回の請願には、詳細な参考資料といたしまして請願者の方が小学校で実施測定した詳細なデータが掲載をされてございます。保護者の方が測定した結果につきましては、区が測定をした場所と同じ場所では、ほぼ同様の測定値であるというふうに考えてございます。

また、請願者の方のデータに基づきまして推計をいたしますと、仮に最も高い放射線量の地点に屋外8時間、屋内16時間居続けた場合の放射線量も、先ほどの年間放射線量の限度である1ミリシーベルトには達しないものであるというふうに推計をしているところでございます。

また、ほかの場所、この学校以外の場所の話でございますが、この請願者の方が測定をいたしました測定値の最高値を超えるような場所が仮にあったということであっても、今回は雨どいの下ということでございますが、その場所に長時間居続ける、とどまり続けるということは一般的には考えられませんので、校庭など他の場所が通常の値であれば、特別な措置は必要ないのではないかというふうに考えてございます。

なお、今後の対応といたしまして、保護者の方の不安に対応するため、詳細な測定について、すべての学校で行うというのはなかなか現実的ではございません。モデル地区を選定をいたしまして、区内で5地区程度測定を行いまして、結果を公表していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○委員長

ただいまの説明に質疑のある方は挙手願います。

○かいべとも子

ただいま説明があった中で大体含まれている。特に、小さいお子さんをお持ちの方は、かなり長い年月の放射線の蓄積ということを大変心配されている。私どものほうにも、そういう若いお母さん方から、そういう心配の声をいただき、我が会派としても都議会公明党の測定器を借りて、そういったお母さん方とともに砂場であったり、公園であったり回って測定を実際にしました。

当然、体が大人に比べてお子さんたちは腰から下ぐらいの位置に、当然環境のもとでやっていますので、ここに列挙されている場所というのは、先ほど課長が長くそこに居続けることはないであろうということですが、やはりお子さんの行動範囲というのは予測できないものとか、大変心配されることも確かだなという実感をいたしました。

ここの特に1項目めの請願のところの放射線物質がたまる傾向のある場所ということである、実際にまだ本区でははかっている場所がありますよね。池とか、植込みとか、そういう落ち葉がたまるところとか、今後そういうところに対しての測定もしていただける方向があるのかどうか。

○環境保全課長事務取扱資源環境部参事

説明が不足してございました。申しわけありません。今後、先ほど申し上げましたモデルケースを区内5地区程度と申し上げたのは、そういう場所を選定をしまして、雨どいの下ですとか、落ち葉の陰ですとか、池ですとか、ご心配になるであろう部分を抽出をしまして、測定をしていきたいと思っております。その結果についても、公表していきたいと考えております。

○かいべとも子 はぎわら洋一

ぜひそういった情報を今も私たちも確認しなければ、今後どういうところで測定していただけるのかわからないので、やはり先ほど来から申し上げている小さいお子さんを特にお持ちのお母様方、ご家庭にそういう情報をお伝えしていただくことと、ぜひ将来本当に私たち大人も支えていただく、そういう未来あるお子さんたちに

健康の面でしっかり私たちが守っていく責任があると思いますので、ぜひその点を取り組んでいただきたいと思います。

また、この5地区というのは、まだ具体的には決まっていないのでしょうか。

○環境保全課長事務取扱資源環境部参事

場所については、これから決めていきたいと思っておりますが、区内全域ということで、高島平、赤塚、志村、板橋、常盤台になりますか、その5地区で学校あるいは保育園、あと公園、それはどういうふうを選定をするか、ちょっと主管課とまた相談になりますが、測定をしていきたいと考えております。

○かいべとも子 はぎわら洋一

できましたら、そういう要望のあるお母様方、またそういう場所でぜひお声も聞いていただいて、そういう目線で調べていただくところを考慮していただきながら、決めていただけるとありがたいと思います。

○委員長

以上で質疑を終了し、意見を求めます。

意見のある方は挙手願います。

○かいべとも子 はぎわら洋一

1項目、2項目ともに採択を主張いたします。

先ほど来から述べていますように、本当に私たちが経験したことのないこういった状況下の中にあって、やはり安心して子育てのできるそういった環境を整えていくのは、区として責務があると思いますので、しっかりと今皆さん方と討論したような内容で取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○委員長

以上で意見を終了いたします。

請願第2号 子どもたちを被ばくから守るための請願（放射線量測定の件）を採択することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長

ご異議がないものと認めます。

よって、請願第2号は採択すべきものと決定いたしました。

○委員長

次に、陳情第25号 世界で有数な地震大国日本での原発を廃止し、持続可能な平和な社会をめざすエネルギー政策に転換を求める陳情を議題といたします。

陳情の朗読を省略し、理事者より現状について説明願います。

○環境保全課長事務取扱資源環境部参事

続きまして、陳情第25号 世界で有数な地震大国日本での原発を廃止し、持続可能な平和な社会をめざすエネルギー政策に転換を求める陳情についてご説明をいたします。

陳情者については、記載のとおりでございます。

陳情内容といたしましては、原子力発電を段階的に廃止していき、自然エネルギーを中心とした持続可能な平和な社会をめざすエネルギー政策に転換すること、このことについて国に意見書を上げてくださいという内容でございます。

現状でございますが、原子力発電につきましては、今回の事故でも明らかになったように、二酸化炭素の排出が少ないなどというメリットはございますが、一方、事故が発生をすると放射性物質の放出により、発電所周辺はもとより広範囲への放射能汚染が避けられないものであるというふうに考えております。

また、原子力発電につきましては、震災以前の状況でございますが、我が国の発電量のうち約3割を原子力発電に依存しているというのが現状でございます。この現状を受けて、板橋区の状況といたしましても、区内で使用する電力のほぼすべてを東京電力が発電した原子力発電を含む電力の供給を受けているのが実態でございます。板橋区では、地球温暖化対策などの観点からも、太陽光発電などの再生可能エネルギーや新エネルギーへの普及転換を促進をしているところでございます。

現在、原子力発電のコスト等については明確になっておりませんが、東京電力や国にも適切な情報公開を求めたいと考えておりますが、電力の供給に当たっては、極力、原子力発電に頼らずにしていくという必要があるかと考えてございますが、一方、石油などの化石燃料については供給や価格の不安定性、また再生可能エネルギーなどは天候や気候に左右されるなどの不安定性、また電気料金の高騰に対する懸念など、日本経済への影響も考えられるところでございます。こういうことを考慮いたしますと、いきなり原子力発電所を廃止をしていくのは困難ではないかというふうに考えてございます。

今後とも引き続いて板橋区としては原子力発電に依存しないで済むよう、太陽光発電など再生可能エネルギーや新エネルギーへの普及啓発、さらには区施設への導入というものを積極的に進めていきたいと考えております。以上です。

○委員長

本件に対する理事者への質疑並びに委員間討論のある方は挙手願います。

○はぎわら洋一

継続を主張いたします。

と申しますのは、公明党といたしましては、自民、公明のころからずっと原子力推進はしてきました。でも、どんとメルトダウンあってから、自然エネルギーに変えていくというそういう変換という部分では、過渡的エネルギーとしてやっていくということを公明党のスタンスはっております。そういう意味では、今後ともその辺を協議していくという部分で継続。よろしく願います。

○委員長

以上で意見を終了いたします。

まず初めに、陳情第25号 世界で有数な地震大国日本での原発を廃止し、持続可能な平和な社会をめざすエネルギー政策に転換を求める陳情につきましては、なお審査を継続すべきとの発言と表決を行うべきとの意見がありますので、最初に継続審査についてお諮りいたします。

陳情第25号を継続審査とすることに賛成の方は挙手願います。

可否同数（4－4）

○委員長

可否同数と認めます。

したがいまして、委員会条例第14条第1項の規定により委員長裁決を行います。

陳情第25号は継続審査と決定いたします。

○委員長

次に、陳情第26号 板橋の防災・災害対策に関する陳情（放射線測定の件）を議題といたします。

陳情の朗読を省略し、理事者より現状について説明願います。

○環境保全課長事務取扱資源環境部参事

それでは、陳情第26号 板橋の防災・災害対策に関する陳情（放射線測定の件）についてご説明をいたします。

陳情者については、記載のとおりでございます。

陳情の内容といたしましては、持ち出し可能な放射線の測定器を配備し、区民より要望があった場合、迅速に測定してくださいという内容でございます。

先ほど請願において、現況についてはご説明をいたしましたので、省略をさせていただきます。

区のほうに対応の方針でございますが、区民の不安解消に向けた対応といたしまして、町会、自治会、PTAなど公共的な団体からご要請があれば、関係各課と調整の上、区立学校や区立公園などの公共的な場所の測定を区の職員が実施をしていきたいと考えてございます。

少し詳しくご説明をいたしますと、測定については以下の3点の条件ということで考えてございます。

まず1点目は、町会、自治会、PTA、保護者会等、公共的な団体からの要請であること。

2点目が区立学校や区立公園など公共的な場所、先ほどご議論いただきました防災的な部分での対応が必要な部分も含まれるかと思えます。こういう場所を対象として実施する考えでございます。したがって、個人の家の庭、敷地など、いわゆる私有地を測定をする考えはございません。

3点目、区職員が資源環境部、それから所管が土木部になったり、教育委員会になったりすると思えますが、そういう職員が複数で出張して対応する必要がある場合がございますので、日程調整をさせていただいた上、実施をさせていただきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○委員長

本件に対する理事者への質疑並びに委員間討論のある方は挙手願います。

○委員長

以上で質疑並びに委員間の討論を終了し、意見を求めます。

意見のある方は挙手願います。

○はぎわら洋一

この陳情に関しましては、先ほど文章というか、陳情内容が、区民より要望があった場合、迅速に測定してくださいとなっている。これ1人、2人の場合、個人の場合はこれもうだめだと思うんです。公明党としてはだからだめなので、継続。継続を主張します。

というのは、先ほどあったように、団体であればいいんですけども、個人でここも、僕のところ、私のところといってやって借りて行ってやるとか、そういうものは本当ばらつきがありますし、ちょっと対応できないと思うんですね。そのデータにも問題が出てくると思いますので、きちっとパソコンで公表したりいろいろする場合には、やはり先ほどあったように、団体等でやってもらうのがベターかなと思いますので、継続を主張いたします。

○委員長

以上で意見を終了いたします。

陳情第26号 板橋の防災・災害対策に関する陳情（放射線測定の件）につきましては、なお審査を継続すべきとの発言と表決を行うべきとの意見がありますので、最初に継続審査についてお諮りいたします。

陳情第26号を継続審査とすることに賛成の方は挙手願います。

賛成多数（7－1）

○委員長

賛成多数と認めます。

よって、陳情第26号は継続審査とすることに決定いたしました。

○委員長

次に、取り下げの報告を申し上げます。

陳情第6号 板橋の防災・災害対策に関する陳情（放射線測線機貸出しの件）につきましては、9月20日付けで別途議長あて取り下げ願いが提出されておりますので、ご了承願います。

○委員長

次に、8月23日の閉会中の委員会で継続審査と決定した陳情第5号につきましては、本日、継続審査と決定した案件と合わせ、別途議長あて継続審査の申し出を行うことにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○委員長

ご異議がないものと認め、さよう決定いたします。

○委員長

次に、調査事件についてであります。別途議長あて継続調査の申し出を行うことにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○委員長

ご異議がないものと認め、さよう決定いたします。

○委員長

以上をもちまして、区民環境委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。